

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人奈良コンベンションビュロー（平成五年十月一日に財団法人奈良コンベンションビュローという名称で設立された法人をいう。）」を削り、「社団法人奈良県観光連盟（平成四年七月二十七日に社団法人奈良県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人奈良県ビクターズビュロー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。